

令和 8 年 8 月 1 0 日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 小 倉 尚 裕

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日時 令和8年8月10日（月曜日）午前9時58分～午前10時46分

2 開催場所 第1委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第3回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②青森市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について

（2）その他

- ①令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について
- ②教育用パソコンの購入について
- ③青森県立郷土館の移転について

【挙手による報告】

- ①事故の報告について

○出席委員

委員長	小倉尚裕	委員	柿崎孝治
副委員長	澁谷洋子	委員	村川みどり
委員	相馬純子	委員	藤田誠
委員	工藤夕介	委員	木下靖

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 齋 藤 賢 剛
経 済 部 長 横 内 信 満
経 済 部 理 事 工 藤 拓 実
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 泉 宏 明
教育委員会事務局理事 角 田 毅
農業委員会事務局長 船 橋 正 明

市 民 部 次 長 竹 内 巧
経 済 部 次 長 横 山 明 典
教育委員会事務局教育次長 後 藤 孝 範
教育委員会事務局教育次長 小 山 信 哉
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工
教育委員会事務局総務課長 嘉 瀬 慎 一
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 花 田 昌

議事調査課主任 杉 浦 晃 平

○小倉尚裕委員長 それではただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。令和8年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑につきましては、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 令和8年第3回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

資料のほうを御覧ください。

事故の概要につきましては、令和7年4月15日午後4時頃、合子沢字松森地区の市が管理いたします八甲田地区農免農道におきまして、高田方面から横内方面へ走行中の車両が、道路にはみ出した木の枝に接触し、ボンネット及び車体左側側面を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対しまして、車両修理費といたしまして47万4283円のうち9万4856円を負担することで合意し、令和8年7月27日に専決処分をし、同日示談が成立しております。なお、損害賠償につきましては、市が加入しております道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 この案件、事故発生から専決処分まで1年以上かかっているんですけども、何かもめていたこととかあったのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 損害賠償の額の確定でありますとか、事故の確認を含めまして、事故証明なり見積書なり提出を求めておりましたが、なかなか書類の提出が進まず、また時期を見て、その後様子はどうかということもお話ししてあったんですが、先頃、この専決処分に当たって関係する書類を提出いただいて、その後、事故の過失割合などを協議し、本日に至ったものであります。事故の過失割合等の協議等について、特段何か協議が長引いたとかそういったことはありません。

○木下靖委員 分かりました。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 令和8年第3回市議会定例会に提出を予定

しております、「青森市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について」の概要について御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

初めに、提案理由についてですが、本議案は公立夜間中学の青森市立青嶺のぞみ中学校について、令和9年4月1日から青森市立古川小学校内に設置するため、中学校の設置及び管理について必要な事項を定める青森市立中学校条例について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容についてであります。本条例に青森市立青嶺のぞみ中学校の名称及び位置を加えるものであります。

施行期日につきましては、令和9年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○角田毅教育委員会事務局理事 令和8年第3回市議会定例会へ提出を予定しております、「青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。

まず、提案理由についてですが、本議案は、青森市立橋本小学校の通学区域再編に基づく条例改正であり、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保するため、令和9年4月1日から青森市立橋本小学校の通学区域を、青森市立堤小学校及び青森市立浦町小学校へ再編することに伴い、小学校の設置及び管理について必要な事項を定める青森市立小学校条例につきまして、所要の改正をしようとするものであります。

次に、改正内容についてですが、本条例別表中の青森市立橋本小学校の名称及び位置を削除するものであります。

また、施行期日につきましては、令和9年4月1日としております。

説明は以上であります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましては、令和8年2月10日に開催されました文教経済常任委員協議会において御報告申し上げたところでありますが、相手方との和解及び損害賠

償額の決定に係る専決処分について、令和8年第3回市議会定例会に提出を予定しておりますので、その概要について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和8年1月27日火曜日午前、戸山西小学校の敷地内、資料配置図青印の事故発生場所において、松の木から雪が落ち、真下に駐車していた職員の車両に当たったことで、車両前方部分が損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に車両修理費用及び代車費用として69万7046円のうち、29万8523円を支払うことで合意しました。

内訳としては、車両修理費用については、市5割、相手方5割とし、車両修理費用49万7046円のうち、互いに24万8523円ずつ支払い、代車費用については、20万円のうち、相手方の加入している車両保険の特約により相手方が15万円を負担し、残額の5万円を市が支払うことで合意いたしました。

この合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年7月31日に専決処分し、同日、示談が成立しております。

修理費用等につきましては、教育委員会負担分については全額、教育委員会が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険で対応する予定であります。

教育委員会としては、引き続き学校施設における安全確保に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 95点。今後どうするかという話。あそこは木があつて雪が積もらないので、僕は冬に行くと、空いていれば、すぐに止めるんだけど、今後どうするのか。対策をしないと来年もまた起きるよ。そこのところだけ確認です。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 危険箇所はカラーコーンを置くことにしております。今回の事案も含めて、戸山西小学校に限らず全部の学校で危険箇所についてはあらかじめ予見できる場所がありますので、カラーコーン等で注意喚起していくということになっております。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましても、令和8年2月10日に開催されました文教経済常任委員協議会において御報告申し上げたところですが、相手方との和解及び損害賠償の額

の決定に係る専決処分について、令和8年第3回市議会定例会での報告を予定しておりますので、その概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和8年1月27日に、旧青森市民美術展示館、配置図の赤いマル印で示している事故発生場所において、施設の東側壁面に設置されている換気口フードの上に積もった雪が、隣接する駐車場に駐車していた車両に落下し、当該車両の天井及びリアワイパーが破損したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に車両修理費用として47万7851円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年7月22日に専決処分をし、同日、示談が成立しております。

事故後の対応ですが、教育委員会では、施設と駐車場の距離が近いことから、以前より施設屋上の除雪を定期的を実施しており、当該駐車場管理者に対しても、積雪が多い際には施設から距離を離して駐車いただくようお願いしてきたところではありますが、今後はこのことに加えて、リアワイパーを立てず、可能な範囲で距離を離して駐車していただくようお願いし、相手方にも御了承いただいております。

教育委員会といたしましては、引き続き所管する施設における事故防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田誠委員。

○藤田誠委員 専決処分——雪害の報告は終わりましたので、教育委員会として、令和7年度の雪害——農林水産部の報告はアップルヒルも、それから農作物の被害状況も報告されていますが、教育委員会として、令和7年度に雪による被害があった部分について、一般質問であったと思うんだけど、僕は聞き漏らしておりますので、ちょっとあったら報告をお願いします。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 雪対策特別委員会にも報告している数字になりますけれども、件数としては全部で135件、雪害が発生しております。このうち、市民センターが7件で、学校が128件。1つの施設で複数ありますので、施設とすると48施設になります。いずれも現場を見て対応しているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 各学校から苦情が出ないので、エアコンの関係はちゃんと夏前には修理しているから、多分何もないと思うんだけど、それはちゃんと修理しているということよろしいですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 少し時期がずれたものもあるかと思います

が、可能な限り現場を見て対応しております。

○**藤田誠委員** ありがとうございます。

○**小倉尚裕委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小倉尚裕委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で令和8年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について」報告を求めます。経済部長。

○**横内信満経済部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
「令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について」御報告をいたします。

お手元の資料「令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況について」の1ページ目を御覧ください。

令和7年度の包括外部監査は、「（1）監査のテーマ」のとおり、「交流人口の増加及び関係人口の創出に向けた施策及び事業に係る財務事務の執行について」として実施され、去る3月27日に包括外部監査人から監査結果の報告がありました。

その指摘事項及び意見につきましては、本年4月21日開催の本常任委員協議会におきまして御報告しておりますが、「（3）監査の結果」のとおり、今後措置することが必要であると判断された指摘事項が19件、施策や事業の運営合理化のために改善を要望された意見が38件ありました。

そのうち本常任委員協議会関連は、表中の総務部と企画部に対する意見を除きまして、表に記載はありませんけれども、指摘事項は18件、意見は29件というふうになっております。これらの指摘事項及び意見につきまして、所管部局で検証作業を行い、措置状況を取りまとめましたので、その概要を御説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

「2 措置状況の報告の在り方に関する監査意見への対応について」であります。令和7年度包括外部監査結果報告書におきましては、個別事業に対する意見等に加え、措置状況の報告の在り方に関する意見が報告されましたので、まずは当該意見への対応について御説明をいたします。

「（1）措置状況の報告の在り方に関する監査意見」であります。これまで監査結果に対する措置状況の多くが「改善済」とされておりますものの、精査すると、「検討中」や「現状維持」の表明にとどまる事例が散見されとの意見がありました。また、計画立案のみで完了とみなす運用は、監査制度の形骸化を招き、市民への不正確な報告となるおそれがあることから、今後は、「計画中」と「実施完了」を明確に区分し、全項目が真に改善されるまで継続して進捗を公表する体制へ転換すべきであるとの意見を受けたところです。

「（2）これまでの対応」でありますけれども、これまで本市で改善策が整理され

た段階にとどまる事案につきましても、「是正済・改善済」として整理していたものであります。

このため、今回、措置状況区分の整理及び報告方法について、所管の総務部におきまして「(3) 措置状況区分の整理及び報告方法の見直し」のとおり見直しを行いました。

具体的には、まず、①のとおり、令和8年度から、是正または改善が完了した段階と対応方策を整理した段階とを明確に区分することといたしました。見直し後の区分につきましては、右側の表のとおり、「措置済」を是正または改善が完了したものの、「措置中」を是正または改善のための対応に着手しているものの、「措置予定」を是正または改善の内容が決定しているが未着手のもの、「検討中」を対応の可否または是正もしくは改善の方法について検討しているものの、「現状維持」を検討の結果、現行の取扱いを継続するものとして細分化し整理しました。

次に、②でありますけれども、令和9年度以降は、新たな包括外部監査結果に係る全ての指摘事項及び意見への措置状況に加えまして、過年度の包括外部監査結果への措置状況が、「措置中」、「措置予定」、「検討中」であったものにつきまして、その進捗状況を報告することといたします。

3ページを御覧ください。

続きまして、「3 指摘事項及び意見への対応」についてです。まず、措置状況区分につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、「措置済」、「措置中」、「措置予定」、「検討中」、「現状維持」の5区分です。

次に、措置状況区分別件数についてであります。表の一番下の合計欄に記載されておりますとおり、指摘事項19件に対する措置状況は、措置済が15件、措置中が1件、措置予定が3件です。右側の意見38件に対する措置状況は、措置済20件、措置中1件、措置予定8件、検討中6件、現状維持3件です。

4ページ及び5ページは、ただいま御説明いたしました指摘事項及び意見に対する市の措置状況一覧となっております。

今後につきましては、今般整理した区分に基づきまして、各項目の進捗状況を適切に管理し、是正または改善が完了したのものにつきましては「措置済」として整理するなど、引き続き、監査結果への実効性のある対応に努めてまいります。

詳細につきましては、資料データ「令和7年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださいますようお願いを申し上げます。

この措置状況につきましては、本日、総務企画常任委員協議会におきましても総務部長から御報告させていただいております。

また、講じた措置につきましては、8月5日、地方自治法に基づきまして監査委員に通知しております。

説明は以上となります。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木

下委員。

○木下靖委員 2ページの「(3) 措置状況区分の整理及び報告方法の見直し」のところで、以前はあった「相違」という、いわゆる包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているものというのがなくなっているんですけども、これはどういう理由なんでしょうか。ちょっと考えると、こういった認識の違いというものはあり得るものだと考えますけれども、なくなった理由をお示しいただけますか。

○小倉尚裕委員長 経済部長

○横内信満経済部長 「相違」なんですけれども、2ページ目の右側の表に目を移していただきますと、「現状維持」という項目があります。これは意見あるいは指摘事項があった場合においても、検討の結果、青森市の取扱いを継続する、いわゆる意見と相違していることになりますので、表現は違うんですけども、こういう整理になったということで御理解いただきたいと存じます。

以上です。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 言葉の使い方というか、それを変えたという認識でよろしいですか。

〔横内信満経済部長「はい」と呼ぶ〕

○木下靖委員 ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 これは総務企画常任委員協議会でも報告したということは、全部局に関わる案件として捉えているということでよろしいですか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 2ページ目の整理でいきますと、全部局共通の今後の包括外部監査に対する市の対応ということになります。

以上でございます。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「教育用パソコンの購入について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 「教育用パソコンの購入について」御報告申し上げます。

このたび購入する教育用パソコンにつきましては、予定価格が2000万円以上で、議会の議決に付さなければならない契約でありますことから、令和8年第3回市議会定例会に議案の提出を予定しているものであります。本件につきましては、契約事務を所管しております総務部から、本日、総務企画常任委員協議会において、議

案の提出を予定している案件として報告することとしております

資料を御覧ください。

まず、「1 購入の理由」についてであります。国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度以降、本市の全公立小・中学校に導入した1人1台端末につきましては、導入から6年が経過し、端末の更新時期を迎えておりますことから、国のGIGAスクール構想第2期——令和6年から10年ですが、これを踏まえ、引き続きICT環境の充実に努めるため、1人1台端末の計画的な更新を図るものであります。

なお、1人1台端末の導入効果といたしましては、遠隔授業やAI型ドリル教材を活用した、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な学びの推進に大きく寄与し、学力の向上のほか、不登校児童・生徒への対応、多様な教育課題を抱える児童・生徒との相談に活用するなど、現在の学校教育現場には欠かせないものとなっております。

次に、「2 取得するノートパソコン」についてであります。今年度取得するノートパソコンにつきましては、これまでに導入した1人1台端末のうち、青森市立中学校全生徒用の端末5908台であります。

次に、「3 県補助金の活用」についてですが、本事業につきましては、青森県が造成するGIGAスクール構想加速化基金を財源として交付される令和8年度青森県公立学校情報機器等整備事業費補助金を活用することとしております。本補助金の活用に当たっては、県が設置する共同調達会議が取りまとめる共同調達により行うことが要件とされております。

最後に、「4 共同調達及び契約内容」についてであります。

去る4月27日、県が実施したプロポーザルの結果、株式会社ビジネスサービスを最優秀提案者に決定いたしました。このプロポーザルの結果を受け、去る7月2日、総務部において、株式会社ビジネスサービス青森支店を相手方に、納期限を令和9年3月31日までとして、3億9642万6800円で仮契約を締結したところであります。

教育委員会といたしましては、国のGIGAスクール構想に基づき、引き続きICT環境の充実に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっと伺いますけれども、今回、中学校の全生徒用を更新するということでしたが、小学校についてはどうなりますか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 令和2年度に最初に導入したのが、小学校4年生から中学校3年生までということで、今回はその半分の、中学校1・2・3年

生分になります。残りが令和2年度に導入した小学校4・5・6生分が今年度でないことになりますが、残りは次年度以降で対応するということになります。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 パソコンと違って、耐用年数と言うか減価償却の考え方になるんですけれども、大体4年だったと思うのですが、今、6年経過していて、まだ大丈夫なんでしょうか、後回しというのは。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 一応5年を目安にはしておりますが、いろいろと財政事情もありまして、こういう結果になっております。教育委員会としては、頑張っていこうと思っております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 毎年、中学校も小学校もそうですけれども、新しく児童・生徒が入ってきて、そういった子どもたちは新しい端末ではなくて、例えば中学校であれば、卒業した生徒たちが使っていたパソコンをそのまま使うという感じの運用になるのですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 木下委員がおっしゃるとおり、卒業した子どもたちが使っていた端末を新入生が使うというサイクルになっております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 県の基金を財源としてということなんですけど、もともと、これは国の方針で導入されたものだと思うんですが、国からのパソコンの購入助成とかはないのですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 県のこの基金は、国からの補助金を基に造成された基金になっております。

○小倉尚裕委員長 木下委員。

○木下靖委員 県の基金で100%対応できるという額なんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 補助率がありまして、3分の2の補助になっております。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 教育用パソコンの購入ですので、リースではないですね。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 備品の購入になります。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ということは、もう6年だと、いつ故障しても不思議ではないので、購入するに当たって問題はないかと思います。ただ、例えば、途中で壊れた端末の

交換というのは——これまで、どれくらい壊れているのかというのは把握していますか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 不具合が様々ありまして、大きくは、電源やバッテリーの不具合、W i - F i の接続不良、あとはキーボードの不具合とか液晶割れなどありまして、簡単なものは、総務課のほうで入れ替えたり——壊れた端末から部品を取って、総務課の職員が入れ替えたりというので、W i - F i の接続不良や電源の不具合とかは対応できております。それ以外については、業者のほうに修理依頼して対応しております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 今の御答弁の中で、総務課が直しているということだったんですけれども。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 総務課に I C T 推進チーム——学校のネット環境とかパソコンの購入とかを担当しているチームがありまして、そこが学校から故障した端末が運ばれてくると、状況を一回見て、これは総務課で直せるものか業者へ委託するものかを峻別して、総務課でできるものは現在、総務課で直しているというような状況です。

○小倉尚裕委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 学校の子どもたちのパソコンに不具合があったら、先生たちが教育委員会——アウガのところに持っていくという話を聞いたんですけれども、アウガの教育委員会に集まったものを、総務課の職員が点検するということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 学校から運ばれてきて、春先は山積みになっていますけれども、それをできるところは総務課の職員が直している、対応できないものは業者に回しているということであります。（「教育委員会の総務課ね」と呼ぶ者あり）教育委員会の総務課です。

○相馬純子委員 ああ、分かりました。

○小倉尚裕委員長 ほかに質疑はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 古くなったパソコンの処分の仕方はどうなりますか。

○教育委員会事務局総務課長 国でルールを決めておりまして、いわゆる小型家電リサイクルのルートなどを使って適切に処分するようにということで対応しております。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森県立郷土館の移転について」報告を求めます。教育委員会事務局教育

部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 このたび、青森県教育委員会において、青森県立郷土館の移転が決定されましたので、概要やこれまでの経緯等について御報告いたします。

資料を御覧ください。

青森県立郷土館は、昭和 48 年に本町地区に設置された県内唯一の総合博物館ですが、耐震性の不足により、令和 2 年 10 月から休館しておりました。

令和 7 年 4 月には、県教育委員会が新たな県立郷土館の整備に関する基本計画策定に向け、青森県立郷土館整備検討会議を設置し、令和 8 年 2 月までに計 6 回の会議が開催されました。その後、県内部での検討を経て、7 月 30 日に青森県、県教育委員会、弘前市による共同記者会見で、県立郷土館を弘前市に移転することが発表されました。

これまでの主な経過といたしましては、昨年 5 月 26 日に開催された第 1 回青森県立郷土館整備検討会議において、整備候補地の基本的な考え方が検討され、1 つに、洪水、土砂災害、津波等の災害リスクが低い場所、2 つに、県民が日常的に行きやすい場所、3 つに、県外からの観光客が訪れやすい場所といった方向性が示されました。

その後、6 月 23 日に第 2 回検討会議において、青森市・弘前市・八戸市の 3 市に対し意向確認をすることを確認し、7 月 7 日、県教育委員会から本市に対し、整備や取組に対する協力の意向の有無、整備場所として想定されるエリアに関する意向確認の依頼がありました。

県からの依頼を受けて、7 月 31 日には、意向確認の内容として、協力の意向ありと回答するとともに、整備場所として三内丸山遺跡周辺エリアを提示し、市有地である三内清掃工場跡地の情報を提供しました。

これ以降、8 月 27 日には青森市議会から本市に対し、新たな青森県立郷土館の整備に関する要望書の提出、9 月 17 日には県教育長に対して、意向確認に当たって本市が提出した資料を直近で開催される第 4 回検討会議の場で配付・公開するよう文書で要望、9 月 19 日には第 4 回検討会議が開催され、3 市が提案した整備候補地のエリアを提示、9 月 29 日には青森市議会により、整備場所を青森市とするよう求める意見書が全会一致で可決、本年 2 月 3 日には最終となる第 6 回検討会議が開催され、検討会議議長から県教育長へ、青森県立郷土館整備検討会議報告書が提出、そして、7 月 30 日には、青森県、青森県教育委員会、弘前市による共同記者会見において、県立郷土館を弘前市に移転することが発表されたところであります。

本市が提案した内容につきましては、整備場所として、未利用の市有地である三内清掃工場跡地を情報提供したところであり、提案理由として、検討会議が定めた整備候補地の基本的考え方を踏まえ、洪水、土砂災害、津波等の災害リスクが低い場所では、三内地区が洪水ハザードマップにおいて、浸水が想定されていないエリ

アであることに加え、三内清掃工場跡地についても土砂災害、高潮、ため池、内水、液状化のリスクがない場所であること、県民が日常的に行きやすい場所では、本市は、青森県のほぼ中央に位置し、道路や鉄路など県内交通の要衝として、県内各地からのアクセスに最も優れていること、特に三内清掃工場跡地は、東北自動車道や新青森駅からの利便性が高く、さらに観光ルートバスや青森市営バスの路線上に位置するなど、交通アクセスに恵まれた場所であること、県外からの観光客が訪れやすい場所では、三内丸山遺跡周辺エリアが、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であり、国の特別史跡である三内丸山遺跡や、東北でも有数の来館者数を誇る県立美術館との周遊性に優れていることとしたものであります。

県立郷土館が市外へ移転することにつきましては、市民の皆様も寂しさや残念な思いを抱いているものと認識しております。

教育委員会といたしましても、今回の決定は大変残念ではありますが、その決定を受け止めるとともに、移転する県立郷土館の整備には関係自治体の協力が不可欠でありますことから、今後も可能な限り協力してまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 質疑はないものと認めます。

このほか、理事者側から報告事項はありませんか。教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 事故の報告について皆様に報告したいと思っておりますので、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○小倉尚裕委員長 はい。

〔議会事務局が資料配付〕

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 刈り払い作業による事故について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、事故の概要であります。令和8年8月6日午前9時10分頃、浦町小学校の左側の写真にある学校敷地内において、職員が肩かけ式刈り払い機を使用した刈り払い作業を実施していたところ、飛び石により、付近に駐車していたボイラーの業者さんの車両のリアガラスを破損したものであります。写真がちょっと見にくいですが、ガラスが割れて中が見えている状態です。

なお、相手方及び職員の双方にけがはありませんでした。

次に、事故の発生原因であります。資料に記載のとおり、刈り払い作業中の飛び石による破損であり、作業前の石等の有無や破損のおそれがあるもの等の周辺環境の安全確認不足が原因であります。

事故後の対応ですが、1つに、作業前の現場確認を徹底し、石等の異物を事前に取り除くよう指導すること、2つに、飛び石に対する物理的な防護措置の実施——パ

ネルとかの使用です、3つに、刈り払い作業に係る周囲の安全確保について、改めて各小・中学校へ注意を促すために、8月7日付で文書を発出しました。

これらに加え、現在、教育委員会が加入している全国市長会学校災害賠償保障保険の適用内容について、確認作業を進めているところであります。

教育委員会といたしましては、再発防止のため、文書による注意喚起に加え、毎年春に実施している刈り払い作業研修を通じて、引き続き事故防止に向けた指導を強化してまいります。

報告は以上でございます。

○小倉尚裕委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 ということは、飛散防止用のパネルは使用していなかったということですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 はい。ここは担当職員が2人いる学校なんですけれども、1人がちょっとお休みをいただいている、1人で作業をしていて、パネルは使用しておりませんでした。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 1人でも、パネルをつけてやれるのではないんですか。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 パネルというのは四角いボードみたいなもので、それを石等が飛ぶ方向にかざしながら、2人1組でやるのがパネルの使用方法であります。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 機械に取り付けてやっているじゃないですか、普通は。それはやっていなかったということですよ。

○小倉尚裕委員長 教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 はい。

○小倉尚裕委員長 村川委員。

○村川みどり委員 1人の場合は、1人で使用する時用の部品をつけるということ徹底しないと駄目ですよ。ちょっとその辺は……。

○小倉尚裕委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 パネルについては、持つタイプと立てておくタイプがあるので、必ず2人でやるのが原則だけれども、どうしても1人でやらないといけないとなれば立てる。ましてや、ここは一般的に人が中央公園から短く通るラインなので、できるだけ石が飛ぶ方向に立てるように、1人でやる場合はそこだけは徹底したほうがいいと思います。2人でやっていれば問題ないんだろうけれども。何年に1回かは必ずあるので、ただ物を壊しているうちはいいけれども、人にけがをさせれば駄

目なので、毎年、安全管理に努めていただくようお願いいたします。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

このほか、理事者側から報告事項はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 ほかに委員の皆様から御意見等はありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 また前回と同じ質疑もあるんですけども、4つ質疑いたします。

まず、事業者支援の進捗状況、それから8月31日までの生活応援券の利用状況、それから前回の協議会で言ったカクヒログループスーパーアーナの放送機器の不備の問題はどうなったのか、それから、この間、図書館の図書を借りに行った市民の人が、この本を読みたいから青森市の図書館で購入してくれという依頼をしたら、それはできませんというふうに断られたそうですけれども、私の経験だと、例えば近隣の県立図書館にあるかどうか調べてもらって、そこにあれば取り寄せてもらう、なければ国の国立国会図書館も調べて、それを取り寄せてもらうというような対応をしていたはずなんですけど、窓口でそれはできませんという対応をされたということですけども、その辺について、見解をお願いします。

○小倉尚裕委員長 まず事業者支援について、経済部長。

○横内信満経済部長 令和8年度青森市賃上げ・物価高騰対策応援金（中東情勢追加交付）の申請状況について御報告いたします。

7月15日から受け付けておりますけれども、実績としては、8月9日——昨日までの実績を申し上げます。実績が、申請ベースで9651件です。ちなみに、前回の交付実績が1万1395件ですので、率にして約85%の申請が1か月できているということになりまして、ちなみに申し上げますと、前回の同日——だいたい同じくらいの日数でやっているわけですけども、前回は5500件ぐらいでしたので、かなり出足がいいという状況となっております。

ただ一方で、大変恐縮なのですが、想定よりもかなり申請が前倒しになってきていることもありますので、交付時期がだいぶ遅くなってきておりまして、その点については、Q&Aを更新して、現在は7週間程度ということで、前回は4週間程度だったんですけども、あまりにも想定外に前倒しになったということで、申請者の方には御不便をおかけしておりますけれども、我々としていたしましても、なるべく早い交付に努めているところであります。

以上でございます。

○小倉尚裕委員長 それでは、生活応援券について。

〔横内信満経済部長「生活応援券につきましては、企画部になります」と呼ぶ〕

○村川みどり委員 じゃあ、いいです。

○小倉尚裕委員長 それでは、カクヒログループスーパーアリーナについて、経済部理事。

○工藤拓実経済部理事 カクヒログループスーパーアリーナの音響についてです。前回の村川委員からの御指摘、御意見を受けて、すぐ確認いたしました。そうしましたところ、事業者においては、利用者からは特段といいますか意見として苦情は来ていないんだそうです。アリーナの音響設備はもともと文化会館と同程度の設備を用意していることで、音の聞こえはまた別のこともかもしれませんけれども。ワッツですとかイベント等をやる際には、もともと用意している音響設備のほかに、それぞれの事業者が必要に応じて音響設備——スピーカーなりP Aというか音を出す機材を持込みしてやっているんだそうです。もし機会があれば、その方がどこのどういう場面でどういうふうな音がどういうふうに鳴るのかというのを教えてもらえば、現地で私も直接聞いたりとかそういうこともできますけれども、今は、苦情は特段というよりも、そもそもないそうです。そういうふうに伺っておりました。

○村川みどり委員 分かりました。では、後で具体的に。

○小倉尚裕委員長 次に、教育委員会事務局教育部長。

○泉宏明教育委員会事務局教育部長 市民図書館の窓口の本のリクエストということですが、私もリクエストを受けているというふうに記憶しておりますけれども、ちょっと内容を戻って確認したいと思っており、後でお知らせしたいと思います。

○小倉尚裕委員長 ほかに発言はありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 青森ねぶた祭のことなのですが、祭り終了後、本町にあるローソン辺りに若者が集団で集まって異様な雰囲気があるという市民の方からの意見があって、今年に関しては警察官が張りついていましたのですが、そちらに関して、ねぶた関係団体のほうで対策とかは打っているのでしょうか。

○小倉尚裕委員長 経済部長。

○横内信満経済部長 青森ねぶた祭の際、本町にあるローソンのところで、カラス族っぽい人がたまっていたという話は、我々の方にも報告が入っておりますけれども、青森ねぶた祭の期間中は警察と連携を図りながら、運行コース等々を巡回する、あるいは、警備員も立てて監視しているということもありまして、必要に応じて警察とも連絡を取って、適切に対応しています。大きなトラブルはなかったというふうに承知しております。

○小倉尚裕委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小倉尚裕委員長 なければ、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)